



監督署からのお知らせ (2022年2月)

石巻労働基準監督署
令和4年2月21日

〈震災から間もなく11年。がんばろう宮城、がんばろう東北〉

《 令和4年1月末現在の労働災害発生状況 》

しばらくは令和3年と4年の両方の状況をお伝えします。

- ◇ **令和3年は、休業4日以上**の労働災害（以下同じ）は**450件**と、**2年の同時期と比べて27.5%（+97件）の増加**となっています。増加率は依然高いものの、先月の32.2%から低下しています。凍結路面などでの転倒災害の減少が大きな要因と考えられ、適切な対策を確実に実施している成果が表れたものと思われます。
- ◇ **令和4年は、1月末現在で17件**と、**3年の同時期と比べ34.6%（△9件）の減少**となっています。**大幅な労働災害減少を目指して、安全衛生水準向上のための取組を着実に進めていきましょう！**

〈 令和3年 石巻署管内の労働災害発生状況（令和4年1月末現在） 〉

業種	令和元年確定値		令和2年確定値		前年比		令和3年1～12月		令和2年1～12月		前年同月比		
	死傷	うち死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	
全業種	364	5	362	3	-2	-2	450	2	353	3	97	27.5%	-1
製造業	110	0	100	2	-10	2	124	1	99	2	25	25.3%	-1
うち食料品製造業	63	0	52	2	-11	2	79	1	51	2	28	54.9%	-1
うち水産食料品	49	0	46	2	-3	2	68	1	45	2	23	51.1%	-1
建設業	88	3	76	0	-12	-3	77	0	75	0	2	2.7%	0
土木工事業	31	2	38	0	7	-2	36	0	37	0	-1	-2.7%	0
建築工事業	42	1	30	0	-12	-1	32	0	30	0	2	6.7%	0
その他の建設業	15	0	8	0	-7	0	9	0	8	0	1	12.5%	0
陸上貨物運送事業	30	1	27	1	-3	0	27	1	26	1	1	3.8%	0
商業	38	0	43	0	5	0	68	0	42	0	26	61.9%	0
うち小売業	29	0	38	0	9	0	50	0	37	0	13	35.1%	0
保健衛生業	32	0	38	0	6	0	51	0	34	0	17	50.0%	0
うち社会福祉施設	31	0	34	0	3	0	26	0	30	0	-4	-13.3%	0
上記以外の業種	66	1	78	0	12	-1	103	0	77	0	26	29.7%	0

〈 令和4年 石巻署管内の労働災害発生状況（令和4年1月末時点） 〉

業種	令和4年1～12月		令和3年1～12月		前年同月比		
	死傷	うち死亡	死傷	死亡	死傷	死亡	
全業種	17	0	26	0	-9	-34.6%	0
製造業	4	0	9	0	-5	-55.6%	0
うち食料品製造業	2	0	6	0	-4	-66.7%	0
うち水産食料品	0	0	4	0	-4	—	0
建設業	2	0	2	0	-8	0.0%	0
土木工事業	1	0	1	0	0	0.0%	0
建築工事業	0	0	1	0	-1	—	0
その他の建設業	1	0	8	0	-7	-87.5%	0
陸上貨物運送事業	4	0	1	0	3	300.0%	0
商業	2	0	6	0	-4	-66.7%	0
うち小売業	2	0	5	0	-3	-60.0%	0
保健衛生業	1	0	1	0	0	0.0%	0
うち社会福祉施設	1	0	1	0	0	0.0%	0
上記以外の業種	4	0	7	0	-3	-42.9%	0

現在、「Safework 向上宣言」登録企業を
全力で募集中です！



宮城労働局の状況
※石巻署分も掲載



Safework 向上宣言

《 新型コロナウイルス感染症の影響により、経営や生活にお困りの方へ 》

次のQRコードの資料「[生活を支えるための支援のご案内](#)」では、資金に困っている、お仕事を探したい、労働トラブルを解決したい、健康や住むところについて相談したいといった際の相談窓口一覧と支援制度の内容を分かりやすくお示しています。



生活を支えるための支援のご案内

お困りごと、お悩みごとがございましたら、それぞれの支援窓口あてご相談ください。

《 法令改正への対応は準備できていますか？ 》

前回に続いて4月以降の法令改正を紹介します。違反のないよう、十分に準備し対応していきましょう！

1 事務所衛生基準規則及び労働安全衛生規則

- ◇ 作業面の照度の引上げ：一般的事務作業（改正前の精密な作業、普通の作業）は300ルクス以上、付随的な事務作業（改正前の粗な作業）は150ルクス以上を確保（R4/12/1～）
- ◇ 同時に就業する労働者が常時10人以内の場合で独立個室型の便所を設けるときには、男性用と女性用を区別して設置の例外とできること（R3/12/1～施行済）
- ◇ 作業場に備えるべき救急用具について、具体的品目の規定を撤廃（同上）



事務所衛生基準規則等の改正

2 労働施策総合推進法（お問合せは、宮城労働局雇用環境・均等室（☎022-299-8844）まで）

パワーハラスメント防止措置が、4月1日から中小企業の事業主にも義務化

（大企業は令和2年6月1日から義務化済）

- ◇ 防止措置は、①事業主の方針等の明確化と周知・啓発。②相談に応じ、適切に対応するための体制整備、③事実関係確認後の迅速・適切な対応、④プライバシーを保護すること、相談等を理由とする不利益取扱いをしないこととそれらの周知



パワハラ防止措置

3 女性活躍推進法（お問合せは、宮城労働局雇用環境・均等室（☎022-299-8844）まで）

常時雇用する労働者301人以上の企業に義務付けられていた「一般事業主行動計画」が、4月1日から101人以上300人以下の企業にも義務化

- ◇ 取組のステップは、①自社の女性活躍の状況把握と課題分析を行い、行動計画を策定、②行動計画を社内周知と外部公表、③労働局あて行動計画を届出、④計画した事項を取り組み、定期的に点検・評価



女性活躍推進法

《 いわゆる「シフト制」の雇用管理についての留意事項が示されました 》

いわゆる「シフト」制では、労働日・時間帯が直前まで不明確であるなどにより、賃金支払を含めトラブルが多いところ。今般、そのようなトラブルを防止するため、次のような事項が示されました。

- ① 労働契約の締結時に労働者に労働条件を明示すること（特に、原則的な始業・終業時刻、一定期間のシフト表、休日設定に係る基本的考え方を示してください。）
- ② シフト作成時に労働者の意見を聞くこと、通知期限・方法のルールを定めること
- ③ シフト変更・キャンセルを行う際の期限・手続のルールを定めること
- ④ 労働できる最大の日数・時間数・時間帯、一定期間中の目安や最低限の日数・時間数のルールを定めておくこと



シフト制の留意事項

「シフト制」の適正な運用が上手な制度活用となり、働く方がイキイキと働ける職場を作りましょう。

《 安全管理者などや各種健康診断結果の報告はされていますか？ 》

労働安全衛生法は、適切な安全管理体制の確保のため、**一定の業種と規模の事業場に対し、安全管理者などの選任とその報告、健康診断結果の報告を義務付けています。**

異動で未選任のままである、コロナ禍の影響で健診ができないままとなっている、監督署への報告を忘れていないなどありませんか？

現状を確認し、**未選任・未実施・未報告の場合には速やかに対応願います。**



選任時期、手続、様式など

発行：石巻労働基準監督署 〒986-0832 石巻市泉町4-1-18（ハローワーク石巻と同じ合同庁舎の2階です。）

- お問合せ先 労働条件など職場におけるトラブルは、0225-22-3366
労働災害防止・健康確保等安全衛生は、0225-85-3483
労災補償、労働保険の適用・保険料は、0225-85-3484

宮城労働局石巻署ページ 宮城労働局メール



- 気仙沼臨時窓口を設けており、こちらでもご利用いただけます（9:00～16:00）。

（気仙沼市古町3-3-8 気仙沼駅前プラザ2階（ハローワーク気仙沼と同じ建物） 電話：0226-25-6921）